

○財務省令第 号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第一条第一項の規定に基づき、国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

財務大臣 片山さつき

国債の発行等に関する省令の一部を改正する省令

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(入札発行) 第五条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 入札参加者は、次の各号に掲げる入札の方法の区分に応じ当該各号に定める者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、国債の入札への参加を認めることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）でなければならぬ。</p> <p>一 第八項第一号から第三号までに規定する入札の方法及び同項第六号に規定する入札の方法のうち流動性供給入札（同号に規定する入札のうち、既に発行された特定の国債と名称及び記号を同じくする国債を追加的に発行する入札であつて、その応募に当たつては、償還期限までの残存期間に係る区分に基づいて通知された名称及び記号の中から、入札参加者が、一以上の名称及び記号を選択して申込みを行う入札をいう。以下同じ。）を除くもの。銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者</p>
改正前	<p>(入札発行) 第五条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 第八項第一号から第三号までに規定する入札の方法。銀行、金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者を除く。）に限る。）、保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、証券金融会社、主としてコール資金の貸付け若しくはその貸借の媒介を業として行う者、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は年金積立金管理運用独立行政法人のうち、国債に関する事務について電子情報処理組織を使用することができる者</p>

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>二 第八項第四号から第六号までに規定する入札の方法（同号に規定する入札の方法については、流動性供給入札に限る。） 国債市場特別参加者</p> <p>〔4〕7 略</p> <p>8 財務大臣は、前項の規定による報告に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、募入の決定をするものとする。ただし、財務大臣が適当と認める場合には、各申込みの一部又は全部を募入外とすることができる。</p> <p>〔一〕四 略</p> <p>五 価格競争入札、第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）又は第六号に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、第三号に規定する価格（ただし、募入の決定を受けた各申込みのうち最も低い応募価格を発行価格とする価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とし、第六号に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、第六号に規定する入札のうち流動性供給入札を除く入札において定められた価格を発行価格とするものに限る。）であつて財務大臣が国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの、各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。</p> <p>六 略</p> <p>〔9〕11 略</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>二 第八項第四号から第六号までに規定する入札の方法 国債市場特別参加者</p> <p>〔4〕7 同上</p> <p>8 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上</p> <p>五 価格競争入札又は第二号に規定する入札（以下「利回り競争入札」という。）の募入の決定をした後に行われる入札（価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、第三号に規定する価格（ただし、募入の決定を受けた各申込みのうち最も低い応募価格を発行価格とする価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、当該価格）を発行価格とし、利回り競争入札の募入の決定をした後に行われる入札にあつては、利回り競争入札において募入の決定を受けた各申込みの募入最高利回りより算出された価格を発行価格とするものに限る。）であつて財務大臣が国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるもの、各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。</p> <p>六 略</p> <p>〔9〕11 同上</p>

附 則

この省令は、令和九年一月一日から施行する。